

## ～ 国際研修 ～

### 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第5回本邦研修

国際協力部教官

江 藤 美紀音

#### 第1 はじめに

国際協力部では、2007年11月から2010年10月までの3年間、JICAのプロジェクトを通じて中華人民共和国（中国）の民事訴訟法・仲裁法改正支援を実施した。今回報告するのは、本プロジェクトにおける5回目の本邦研修である。今回は、2010年10月12日から同月19日までの8日間の日程で実施したが、これが本プロジェクトの最後を締めくくる本邦研修となった。

今回は、本プロジェクトにおける中国に対する法制度整備支援の3年間を振り返りながら、今回の研修を報告する。

#### 第2 対中国法整備支援の概要

##### 1 支援開始まで<sup>1</sup>

中国は、改革開放政策を積極的に推進する中で、社会主義市場経済における法システムの構築を目指しており、また、2001年には世界貿易機構（WTO）に加盟し、国内法制の整備を急ピッチで推し進めている。

このような中、2006年6月、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会から、日本に対して民事訴訟法及び仲裁法改正の支援要請があった。

既に複数のドナーから支援を受けていた中国が特に日本に対して支援を要請してきた理由は、日本の法整備の歴史や、民事訴訟法改正、仲裁法改正の経験、他国への法整備支援の経験が評価されたものと思われ、また、中国では法改正時に、アメリカ、ドイツ、日本の関連法を参考資料として提出する慣例があり、中でも日本の関連法の資料が不足しているという状況があった。

他方、日本側としても、中国における日本の知見の意義や、中国に進出している日本企業が直面する法の不備及び運用面に関する不満等を踏まえ、両法の起草支援は妥当と判断し、2007年11月、中国民事訴訟法及び仲裁法改正に対する支援を開始した。

---

<sup>1</sup> 対中国法整備支援の経緯については、ICD NEWSの34号183ページ以下、37号41ページ以下、40号1ページ以下にも掲載されているので、参照されたい。

## 2 活動概要

以下は、3年間のプロジェクトを通じて実施した本邦研修及び現地セミナーの実施状況とその内容である。なお、期間途中で仲裁法改正の優先順位が下がり、権利侵害責任法(不法行為法)改正が急務とされたため、同法についても併せて支援した。

### (1) 2007年11月

#### 第1回本邦研修<sup>2</sup>

- ・ 中国における民訴法改正の課題
- ・ 日本の民事訴訟法
- ・ 日本の1996年民事訴訟法改正
- ・ 証拠（日本の場合、日中比較分析）
- ・ 裁判実務と簡易手続（日本の場合、日中比較分析）
- ・ 公益訴訟（日本の場合、日中比較分析）

### (2) 2008年3月

#### 現地セミナー

- ・ 証拠制度
- ・ 簡易訴訟手続
- ・ 上訴審・再審

### (3) 2008年5月

#### 第2回本邦研修

- ・ 保全・執行実務
- ・ 日本民事保全法
- ・ 日本民事執行法
- ・ 民事執行・民事保全法の立法経緯
- ・ 日中民事執行・保全制度の比較検討
- ・ 日本の仲裁法改正経緯
- ・ 中国仲裁法の改正課題
- ・ 日中民事訴訟・仲裁実務
- ・ 日本仲裁法とUNCITRALモデル仲裁法

### (4) 2008年11月

#### 第3回本邦研修

- ・ 管轄，弁論準備手続
- ・ 調停
- ・ 附帯私訴
- ・ 控訴，上告，再審
- ・ 挙証責任

---

<sup>2</sup> ICD NEWS34号183ページ以下参照。

(5) 2009年5月

現地セミナー<sup>3</sup>

- ・ 訴訟参加者
- ・ 上訴審請求範囲
- ・ 判決の法的効力
- ・ 送達制度

(6) 2009年7月

現地セミナー<sup>4</sup>

- ・ 不法行為法全体構造
- ・ 権利侵害訴訟に関する訴訟法上の問題（証明責任等）

(7) 2009年11月

第4回本邦研修

- ・ 証拠収集の強制力と証明妨害
- ・ 人事訴訟・家事審判
- ・ 当事者主義，職権主義，手続保障（①訴えの提起と訴訟の終局，②弁論と証拠調べ）
- ・ 権利侵害責任法草案について質疑応答
- ・ 7月セミナー追加質問項目への対応（製造物責任，過失責任と無過失責任，労災と損害賠償）

(8) 2010年10月

第5回本邦研修（今回。内容は後述）

### 3 成果等

本プロジェクト期間中の2009年12月，権利侵害責任法が成立した。<sup>5</sup>

民事訴訟法については，上記の活動概要を見れば分かるように，日本の民事訴訟法に関するインプットは十分に行われているため，基礎研究は達成できたと思われる。ただ，いまだ改正作業が終了していないため，プロジェクト終了後も同法改正支援を継続する。他方，仲裁法については，プロジェクト期間中に全人代の方針により改正の優先順位が下がり，民法室での同法の改正スケジュールが未定となってしまったため，現時点では仲裁法についての支援は継続しない予定である。

### 第3 参加者

参加者は，全人代常務委員会法制工作委員会民法室主任姚紅氏を団長とする12名である（別添名簿のとおり）。なお，研修全日程に，長期専門家として平成23年1月に北京に派遣された白出博之弁護士が参加した。

<sup>3</sup> ICD NEWS40号75ページ以下参照。

<sup>4</sup> ICD NEWS42号6ページ以下

<sup>5</sup> 権利侵害法については，ICD NEWS42号189ページ以下に掲載している。

## 第4 中国側の関心事項

今回呈示された中国側の質問事項を分析すると、今回の研修にあたっての民法室の関心事項は、主として、①消費者団体訴訟や小額訴訟制度、中間判決等の制度導入の是非、②争点整理手続の導入及び整備、③問題のある証拠申出期限の規定をどうすべきかなどであった。

すなわち、①の消費者団体訴訟、小額訴訟制度、中間判決はいずれも現行の中国にはない制度であり、民法室が今回の民事訴訟法改正にあたって、導入の是非を検討している制度であると思われる。それゆえ、民法室はこれら制度が実務上どのような効果を有しているのかということに強い関心を示していた。

また、②については、中国の民事訴訟法では、争点及び証拠の整理手続についての明確な規定はなく、最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」<sup>6</sup>が審理前の証拠交換制度<sup>7</sup>について規定を置いているのみである。そこで、民法室は、中国の民事訴訟法改正において、争点及び証拠の整理手続制度を導入し規定を整備すべく、日本の実務における争点整理手続の実施効果に高い関心を寄せているものと思われる。

さらに、③の証拠申出期限<sup>8</sup>についてであるが、中国最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」は、当事者が申出期間内に証拠資料を提出しない場合には挙証の権利を放棄したものとみなし、当事者が期限を過ぎて提出した証拠資料について、相手方当事者の同意がない限り、人民法院は審理において証拠調べを行わないとしている（同34条）<sup>9</sup>。しかし、この規定の解釈については実務上争いがあり、申出期限後の証拠提出を一切認めない立場と、証拠の重要性及び期間経過後の提出が故意や重過失によるものでないことを考慮して一定の場合に証拠提出を認める立場がある。この争いを今回の民事訴訟法改正においてどのように解決すべきかが、中国側の関心事項であると思われる。

そして、以上の関心事項を踏まえつつ、今回の本邦研修を実施することとした。

## 第5 研修内容

### 1 研修の概要

研修日程は、別添のとおりである（別添日程表参照）。今回の研修は、大別して次の

<sup>6</sup> 中国最高人民法院は、法律及び関連の立法精神に基づき、審判活動の実際の需要に合わせて司法解釈を制定する権限をもっており、この司法解釈は法的効力を有している（司法解釈作業に関する規定3条、5条）

<sup>7</sup> 民事訴訟の証拠に関する若干の規定37条

1 当事者の申請を経て、人民法院は、当事者の開廷審理前の証拠交換を行うことができる。

2 人民法院は、証拠が比較的多い事件又は複雑で難解な事件については、当事者の答弁期間が終了した後、開廷審理前に証拠交換を行わなければならない。

<sup>8</sup> 民事訴訟の証拠に関する若干の規定34条

1 当事者は、証拠の申出期間内に人民法院に対し証拠資料を提出しなければならず、当事者が証拠の申出期間内に提出しない場合、証拠の申出の権利を放棄したものとみなす。

2 当事者が期限を経過してから提出した証拠資料については、人民法院は審理の際、証拠に対する質疑を行わない。但し、相手方当事者が証拠に対する質疑に同意した場合を除く。

3 （略）

<sup>9</sup> 同条については、後に2008年12月11日に公布された「民事訴訟証拠に関する若干規定」における証拠申出期間規定の適用に関する通知」1条により、若干の修正が加えられている。

テーマで構成した。中国側発表（3年間のプロジェクトを振り返って）、日本の学者による中国民事訴訟法に対するコメント（講義）、裁判官との意見交換、日本の消費者団体訴訟の動向（講義）の四つである。

## 2 中国側発表

(1) 法制工作委員会民法室の扈紀華副主任から、3年間のプロジェクトでの成果について発表があった。要旨は以下のとおり。

### ① 民事訴訟法について

日本は伝統的な大陸法体系で、民事法については中国にとって非常に参考となる。本邦研修や現地セミナーを通じて、日本の民事訴訟制度の重要な規定について理解を深めた。中国の民事訴訟法にまだ立法されていない少額訴訟、起訴前の和解、争点整理、証拠制度の分野は非常に参考になった。

### ② 民事執行と人事訴訟について

日本が民事訴訟法から民事執行法を分離・独立させた背景は、中国でも学者や実務家間で意見の分かれるところであり、大きな参考価値があった。人事訴訟法や家事審判法は、民事訴訟法の特別法として民事訴訟法とは異なる性質を持つことや検察官の役割について理解した。

### ③ 仲裁法について

仲裁法が民事訴訟法から独立し、整備されていった過程を学んだ。中国の仲裁法を整備していく過程において、諸外国の制度を学ぶことが立法改善の方法になっている。

### ④ 権利侵害責任法について

無過失責任や安全保障義務、労働損害賠償、交通事故責任、製品責任、動物や物権による権利侵害責任、権利侵害責任の原則、立証責任、損害賠償、高度危険責任、環境汚染責任、医療分野の権利侵害責任に関する司法実務について学んだ。特に、医療分野の権利侵害責任制度や、包括的な損害賠償制度は大きな参考になった。

### ⑤ 3年間を振り返って

3年間でJICAとの協力関係は非常に順調に進み成果は大きかった。民事訴訟法、民法、司法実務の分野において一流の学者、弁護士、裁判官から、一流の見識を提供された。彼らの業務への精通ぶり、仕事ぶりは私たちの心に深く残った。彼らから得るものは大きく、中国の立法にも積極的な役割を果たした。日本の専門家との交流を通して、日本の法制度の内容や今後の動向について理解しただけではなく、友情も育まれた。今後も協力関係が続けば、中国側もこれまでの成果の上に更に努力することにより、より多くの成果が上げられるものと確信している。

## 3 民訴法学者の講義

日本側講師は、本プロジェクト国内支援委員会委員長上原敏夫教授をはじめとする先生方に協力していただいた（以下順不同）。

上原敏夫教授                      明治大学法科大学院

松島洋弁護士	大洋綜合法律事務所
三木浩一教授	慶應義塾大学法務研究科・法学部
松下淳一教授	東京大学大学院法学政治学研究科
山本和彦教授	一橋大学大学院法学研究科
垣内秀介准教授	東京大学大学院法学政治学研究科
金春講師	大東文化大学法学部法律学科
齊藤恒久局付	法務省民事局

各講義では、上記の中国側質問事項に対して、講師の先生方に日本の実務を丁寧に説明していただき、詳細な解説及び活発な討論が行われた。

加えて、立証責任の分配や、第一審で提出されなかった証拠の第二審での扱い、時期に遅れた攻撃防御の判断基準、別事件の確定判決を他の訴訟で効力を持たせることの可否、証人保護の方策、中間判決の上訴の可否、再審事由、調停の実務での運用状況等についても、かなり突っ込んだ討論がなされた。

特に、中国側の証拠に対する関心は高く、例えば、当事者が提出しない証拠をいかに調査するか、当事者が証拠を提出しない場合の対応などについて議論が白熱した。その中で、中国では、いわゆる職権探知主義を基本としているため、当事者は裁判所による調査を期待するが、他方、件数増加に伴い裁判所の負担が重くなり、裁判所自らが調査できず、代理人弁護士に委託調査令状を発して裁判所の代わりに調査を行わせるなどといった事態が一部の基層法院で見られるなど興味深い報告もあった。

#### 4 裁判官との意見交換

東京地方裁判所の尾島明部総括判事（民事第23部）及び河村浩判事（民事6部）から、裁判実務における争点整理、弁論準備手続についての説明をしていただいた。

両氏は、東京地裁だけでなく、奄美大島のような裁判官一人しかいない小さな裁判所での運用も交えてお話され、日本の裁判実務に関する研修員の理解が一層促進された。

#### 5 消費者庁による講義

過去の研修において、既に法学者による消費者団体訴訟の説明をしていたことを受けて、今回は消費者庁企画課の加納克利企画官に日本の消費者団体訴訟の動向について講義をしていただいた。

加納企画官には、消費者契約法における適格消費者団体の意義、位置付け、適格消費者団体による差止請求訴訟及び和解の概要、集団的消費者被害の救済制度等につき、分かりやすい具体例を交え詳細に説明していただいた。

研修員からは、当該講義が、日本の消費者団体訴訟の理解に非常に役立ち、今後の中国の消費者保護制度（公益訴訟）の参考になったとの感想が述べられた。

## 第6 まとめ

今回の本邦研修を含め、この3年間のプロジェクトを通じ、中国側は日本の民事訴訟法に関する知見を十二分に取り入れることができた。中でも、中国側発表をした扈紀華副主

任は、今回が4度目の本邦研修参加であり、民法室内では日本民事訴訟法に最も詳しい存在となっている。彼らは、日本法を詳しく学ぶことで自国の立法に役立てることを目的としており、その意味において、本プロジェクトは彼らの目的を達成するのに十分であったと思われる。

他方、本プロジェクト開始に当たっては、日本側としても、日本の法整備支援が中国に進出する日本企業の中国における法整備のニーズに沿うものと考えていた。民事訴訟法に関して言えば、いまだ改正作業は終了していないが、中国の法整備において、本プロジェクトを通じ中国側に日本の民事訴訟法に対する十分な知見を与えた意義は大きいと思われる。日本の法律が世界でナンバーワンだとは思わないが、我々には日本法が公平、公正なルールであるとの自負があり、中国の起草担当者が日本法を深く理解することでその精神を取り入れ、より良い民事訴訟制度が実現するのに役に立つであろうことを確信している。

## 第7 つぶやき

今回は、直前に勃発した尖閣諸島問題で日中関係が緊張し、研修が予定通り実施できるのかなどといった不安はあったが、結果として目に見えるような影響はなく、無事終わることができた。

また、研修日程を見れば分かるように、企画段階では、現行の中国民事訴訟法に対するコメントに研修の多くの時間を割いた。その理由は、既に実施した本邦研修と現地セミナーを通じて日本の民事訴訟法の知見を中国側に十分伝えているので、今度は現行の中国民事訴訟法に対する日本側のコメント及び討議を行い、今後の改正作業の参考にしてもらうことを意図したからである。

ところが、実際研修が始まってみると、研修員から、現行の中国民事訴訟法は1991年に制定されたもので（一部は2007年に改正）、不備が多く、これから改正作業によって整備されていくべきものがあるから、現行法にコメントするよりも中国側の最重要関心事項についての質疑応答を中心に据えてほしいとの要望が出された。研修カリキュラムについては、事前に研修実施側の意図を説明し、中国側の了解を得ていたはずのものなので、突然の変更の申出に戸惑ったが、講師陣と相談の上、研修の全日程の多くの時間を中国側の質問事項に対する討議に当てることにした。このような突然の変更も国際研修においてはよくあるようである（伝聞）。

最後に、講師の先生方を始め、東京地裁の尾島、河村両判事、消費者庁加納企画官、その他関係者各位には今回の研修実施に当たり、多大なる御協力をいただいた。特に講師の先生方には、突然の予定変更にも快く応じていただき、大変感謝している。この場を借りて、深くお礼を申し上げたい。

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修 研修員

1	<b>姚 紅</b> ヤオ・ホン
	<b>Ms. Yao Hong</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室主任
2	<b>楊明倫</b> ヤン・ミンルン
	<b>Mr. Yang MingLun</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会法規備案審査室主任
3	<b>扈紀華</b> フー・ジーホア
	<b>Ms. Hu JiHua</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室副主任
4	<b>陳龍海</b> チェン・ロンハイ
	<b>Mr. Chen LongHai</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会弁公室副巡視員
5	<b>郝作成</b> ハオ・ズオチョン
	<b>Mr. Hao ZuoCheng</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室処長
6	<b>包劍平</b> バオ・ジエンピン
	<b>Ms. Bao Jianping</b>
	最高人民法院立案一庭審判員
7	<b>張 順</b> ジャン・シュン
	<b>Mr. Zhang Shun</b>
	中国国際貿易促進委員会法律事務部法律顧問処処長
8	<b>陳 旭</b> チェン・シュー
	<b>Mr. Chen Xu</b>
	寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委员会綜合法規処副処長
9	<b>庄曉泳</b> ジュワン・シャオヨン
	<b>Mr. Zhuang XiaoYong</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会民法室主任科員
10	<b>李予霞</b> リー・ユーシア
	<b>Ms. Li YuXia</b>
	最高人民法院研究室幹部
11	<b>趙 光</b> ジャオ・グワン
	<b>Mr. Zhao Guang</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会社会法室副主任科員
12	<b>羅小曼</b> ルオ・シャオマン
	<b>Ms. Luo XiaoMan</b>
	全人代常務委員会法制工作委员会研究室副主任科員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Attorney 江藤 美紀音 ( Eto Mikine )

国際協力専門官 / Administrative Staff 石井 涼子 ( Ishii Ryoko ) , 主任国際協力専門官 / Administrative Staff 瀬井 宏之 ( Sei Hiroyuki )

中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト 第5回本邦研修 日程表

[主任教官:江藤教官, 事務担当:石井専門官, 瀬井主任専門官]

法務省法務総合研究所国際協力部

月曜日	10:00				14:00			場所
								17:00
10月11日	(来日)9:25北京発-13:55成田着 CA925便				TICブリーフィング (17:00-18:30)	JICA/ICDオリエンテーション (18:30-19:00)		東京
							TICブリーフィングルーム	
10月12日	事務次官・官房長表敬 (10:30-11:00)	民事局長表敬 (11:30-12:00)	所長主催 意見交換会 (法曹会館3階 富士の間) 記念撮影 (12:15-13:30)	中国側発表 (14:00-16:30)	上原教授, 松島弁護士, 齊藤局付			東京 赤レンガ 共用会議室
10月13日	中国民事訴訟法「証拠」について① (10:00-12:30) 松下教授, 山本教授, 金講師			中国民事訴訟法「証拠」について② (14:00-17:00) 上原教授, 金講師				東京 赤レンガ 共用会議室
10月14日	東京高裁 事務局長表敬 (9:45-10:00) 東京高等裁判所	裁判官との意見交換 民事23部 尾島 部総括 民事6部 河村 判事 (10:00-12:00)	東京地方裁判所	中国民事訴訟法「第2審及び裁判監督手続」について (14:00-17:00) 上原教授, 三木教授, 金講師				東京 赤レンガ 共用会議室
10月15日	中国民事訴訟法「多数当事者訴訟・簡易手続」について (10:00-12:30) 垣内准教授, 金講師			中国民事訴訟法「証拠申出期限及び証拠交換」について (14:00-17:00) 松下教授, 金講師				東京 赤レンガ 共用会議室
10月16日	休日							
10月17日	休日							
10月18日	中国民事訴訟法「調停及び執行・保全」について (10:00-12:30) 三木教授, 齊藤局付			日本の消費者団体訴訟の動向 (14:00-17:00) 消費者庁企画課 加納企画官				東京 赤レンガ 共用会議室
10月19日	総括質疑応答 (10:00-12:30) 山本教授, 三木教授, 金講師			今後の展望 (14:00-15:00)	評価会 (15:00-16:00)	閉講式 (16:00-16:30)		東京 JICA TICアセンブリールーム
10月20日	(離日)15:15成田発-18:10北京着 CA926便							東京